

GIKAI

守谷市議会だより

平成15年8月10日号

No.117

発行 守谷市議会

編集 守谷市議会事務局

茨城県守谷市大柏950-1

TEL (0297) 45-1111 (内線532)



「市の花 やまゆり」

主な内容

- | | | | |
|--------------|---------|------------|-------|
| ・ 第2回定例会の概要 | 2～3ページ | ・ 議長日誌 | 15ページ |
| ・ 各常任委員会審査状況 | 4～7ページ | ・ 表紙写真応募結果 | 16ページ |
| ・ 一般質問 | 8～14ページ | 第3回定例会日程 | |

第2回 市議会定例会の概要

守谷中学校校舎改築工事請負契約などを可決

第2回 定例会の概要

6月6日から17日までの12日間の日程で開催された第2回定例会は、初日に議案の上程、質疑が行われ、9日から12日にかけて各常任委員会、13日及び16日には9名の議員による一般質問、17日の最終日には各常任委員長の報告の後、討論・採決が行われました。

主な議案の内容

・報告第2号から第4号は地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越明許費の報告を議会に行うものです。

これは、歳出予算の一部で、その性質上又は予算成立後の事由により、年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについて、予算で定めることにより、翌年度に繰り越して使用することが認められる経費のことです。

・報告第7号「平成14年度守谷市土地開発公社決算について」及び報告第8号「平成15年度守谷市土地開発公社予算等について」は

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するものです。

・議案第35号から第38号は、3月31日に公布された地方税法等の一部を改正する法律（平成15年法律第9号）に基づき条例を改正及び廃止するもので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものを同条第3項の規定により議会に報告し、全て承認されました。

・議案第40号「平成15年度守谷市一般会計補正予算（第1号）」

歳入の主なものは、市税は市たばこ税、県支出金は県補助金で緊急雇用創出事業費補助金の増額等で、歳出の主なものは守谷市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例等の一部改正に伴い、議会

費、総務費、農林水産業費、教育費をそれぞれ減額するものです。

・議案第41号「平成15年度守谷市老人保健特別会計補正予算（第1号）」

歳入は、繰入金が増額並びに平成14年度分医療費の精算による国庫支出金及び繰越金の増額、歳出は、医療費の返還金等です。

全員可決

・議案第42号「平成15年度守谷市水道事業会計補正予算（第1号）」

道路改良工事及び下水道工事の合併工事に伴う水道施設の移設工事によるものです。

全員可決

・議案第43号「工事請負契約の締結について」

守谷中学校校舎改築工事の請負契約の締結で校舎建築（鉄筋コンクリート造3

多数可決

階建て、建築延べ床面積674.2㎡）及び既存校舎の解体等の工事で、平成15年度・平成16年度の2箇年で施工するものです。

多数可決

・議案第44号「工事請負契約の締結について」

守谷中学校校舎改築に伴う給排水設備及び空調設備の工事です。

繰越明許費（地方自治法施行令）

第146条 地方自治法第213条の規定により翌年度に繰り越して使用しようとする歳出予算の経費については、当該経費に係る歳出に充てるために必要な金額を当該年度から翌年度に繰り越さなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調整し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。

長の専決処分（地方自治法）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条但書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会を招集する暇がないと認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

土地開発公社

公拓法（公有地の拡大の推進に関する法律）第10条第2項に基づき住みよい地域づくり、街づくりを計画的に進めるため、土地の計画的な先行取得を主たる業務として設立された特殊法人のことで、地方公共団体が単独で、あるいは他の地方公共団体と共同で、設立するすることができます。

なお、設立、定款変更、及び解散に関し、議会の議決が必要となります。

第2回定例会審議結果一覧

議案番号	件名	議決結果
------	----	------

報 告

第2号	平成14年度守谷市一般会計繰越明許費について	—
第3号	平成14年度守谷市公共下水道事業特別会計繰越明許費について	—
第4号	平成14年度守谷市守谷駅周辺一体型土地区画整理事業特別会計繰越明許費について	—
第5号	平成14年度守谷市水道事業会計予算の繰越しについて	—
第6号	平成14年度守谷市水道事業会計継続費の繰越しについて	—
第7号	平成14年度守谷市土地開発公社決算について	—
第8号	平成15年度守谷市土地開発公社予算等について	—

議 案

第35号	専決処分事項の承認について	承認
第36号	専決処分事項の承認について	承認
第37号	専決処分事項の承認について	承認
第38号	専決処分事項の承認について	承認
第39号	守谷市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第40号	平成15年度守谷市一般会計補正予算（第1号）	原案可決
第41号	平成15年度守谷市老人保健特別会計補正予算（第1号）	原案可決
第42号	平成15年度守谷市水道事業会計補正予算（第1号）	原案可決
第43号	工事請負契約の締結について	原案可決
第44号	工事請負契約の締結について	原案可決
第45号	市道路線の認定について	原案可決

請願・陳情

受理番号	件名	議決結果
------	----	------

第6号	「保健センターの土曜・日曜の会場使用を求める」陳情	採 択
-----	---------------------------	-----

継続審査中の請願・陳情

受理番号	件名	議決結果
------	----	------

第1号	日本経済を一層冷え込ませる庶民大增税を中止し、景気回復を求める陳情	不 採 択
第2号	主食である米に国が責任を持つ政策に転換することを求める陳情	採 択

議員提出議案

議案番号	件名	議決結果
------	----	------

第5号	主食である米に国が責任を持つ政策に転換することを求める意見書	原案可決
第6号	政党助成制度の廃止を求める意見書	原案否決
第7号	守谷市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	原案否決

総務常任委員会

盗難防止パトロールの巡回日数を倍増

一般会計補正予算

【問】議事事務局所管の増額補正はどのような内容か。

【答】合併問題調査特別委員会設置による会議録作成経費、議員費用弁償、研修旅費及び活動贈り物の増額と各委員会会議録の増刷経費である。

【問】委員会会議録の増刷は何部か。

【答】現在は一部づつであるが、公開するに当り2部づつ作成する。

【問】交通安全対策費の増額補正はどのような内容か。

【答】盗難などの増加に対応するための安全・安心まちづくりパトロールの巡回日数を週2日から週5日にするための増額である。

【問】市たばこ税2300万の増額補正は何によるものか。

【答】地方税法等の改正により、市たばこ税の税率が引き上げられる事に伴う増額である。

【問】値上げを機に禁煙する

人も増えるのではないか。

【答】市たばこ税の税収は年々伸びているので、伸び率分で吸収できる。

【問】現在、税源移譲にたばこ税が対象になり検討されているが、移譲された場合は、どのくらいの税収になるのか。

【答】約2倍になるのではないかとと思う。

【問】非常勤消防団員に係る退職報酬の支給に関する条例の改正

【問】今回の改正は何によるものか。

【答】消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の改正に伴うものである。

全員可決

陳情・請願

「日本経済を一層冷え込ませる庶民大増税を中止し、景気回復を求める陳情」

全員不採択

視察研修報告

○宮城県白石市

【電子投票の導入】について

白石市が、東北地方で初

めて市議会議員選挙に電子投票を導入した。電子投票の実施に当たっては、選挙事務の効率化、開票結果の迅速な公表を目標として取り組み、その結果、開票時間は大幅に短縮され、白票以外の無効票はなくなったそうである。

実施までには、各地区でデモンストラーションを行い市民に慣れていただき、経費については実質的に増につなげたが、投票率はわずかながらアップしたとのことであった。導入過程では、検討委員会を開催して進めてきたようであるが、行政の電子自治体に対する意識は、高いように感じた。

市長自らが地方行政のスリム化、効率化を目指し、いち早く電子自治体を推進しており、情報センターを設置したり、情報系企業を誘致したり、そのバックグラウンドがあつて初めて今回の電子投票につながったのだと思う。

今後守谷市においても投

票率のアップを目標に導入の可能性も視野に入れ検証すべきであると思われる。

○福島県福島市

【パブリック・コメント制度】について

パブリック・コメント制度とは、基本的な施策等に関する条例や計画等を策定する際に、市民に広くその内容を公表して、その案についての意見を考慮し意思決定をするまでのプロセスを公表する手続きであり、市民との情報の共有を促進していくことにより「協働」を推進し、行政運営の公正性と透明性を確保するものである。

平成14年度に「福島市協働のまちづくり推進指針」の策定により市民との情報の共有化の具体策としてパブリック・コメント制度が位置付けられ「水道水源保護条例」制定に関してモデル的な実施がなされた。

手続き手順は、条例及び計画等についての案を市民に公表し意見を募集、その

意見について判定をして採用できるものは案に修正を加えていく。その際に提出された意見は全て公表し、それに対する行政側の考え方も同時に公表する。当然、修正内容と最終案は公表される。数件の対象案件について実施したが、議会との調整が一つの課題になったそうであり、議会に公表する前にパブリック・コメントを求めたところ、議会軽視だという意見が出されたため、案をパブリック・コメントに公表する前に議会に説明しているということである。市民からの意見は件数的にあまり多くないようであるが、情報提供という進んだ制度の浸透には時間がかかると感じた。

また、審議会との整合性も課題の一つであり、審議会に付託する前にパブリック・コメントを実施するのか、その後か、それとも審議会に諮問するのと同様か、その辺に今後の運営の課題があると感じた。

生活経済常任委員会

議案2件と陳情1件を審査

6月10日、午前10時から全委員出席のもと、説明のため生活経済部長ほか関係職員の出席を求め、委員会を開催しました。

議案の審査結果

・議案第40号 平成15年度守谷市一般会計補正予算(第1号) **全員可決**

・議案第42号 平成15年度守谷市水道事業会計補正予算(第1号) **全員可決**

・継続審査中の陳情受理番号2 主食である米に国が責任を持つ政策に転換することを求める陳情 **多数採択**

生活環境課所管

補正予算の主なものとは省エネ可能調査を含めた地域の省エネルギービジョンを策定する事業で、先進事例調査に要する旅費、報告書を作成するための印刷製本費、そして調査分析等業務を実施するための委託料の増額補正である。

問 省エネルギービジョン

の策定は、バイオガス・太陽光発電などのエネルギーも含めた中で作成するのか。

答 設備の運用・管理の見直し、省エネ設備を交換することで省エネを推進し、同時に自然エネルギーや未利用エネルギー等の新エネルギーの活用も有効な手段であると思う。

くらしの支援課所管

主なものは所管替えによるくらしの支援課分の時間外手当の増額補正、機構改革に伴い文化会館職員が1名減になったことによりアルバイト1名を雇用するための賃金の増額補正である。

問 文化会館職員が減となるのは予算編成時にわからなかったのか。

経済課所管

「主食である米に国が責任を持つ政策に転換することを求める陳情」を審査。

問 米の過剰基調が継続し

生産調整している中、毎年米を輸入している現状について伺いたい。

答 米の輸入制度は、ガット・ウルグアイ・ラウンドの農業合意に基づき、一定量を輸入するシステムになっており、余剰米が増加している中でも輸入しなくてはならず、水田農業経営が困難な状況となっている。

農業委員会所管

特別職報酬の改正に伴う差額分の減額と農業委員1名が3月31日をもって辞職したことによる報酬の減額補正である。

水道事務所所管

道路改良工事、下水道工事の合併工事に伴い支障となる水道施設を移設するための負担金の増額とその移設工事に要する修繕費の増額補正である。

問 施工場所はどこか。

答 施工場所は、高野根切地内である。

視察研修報告

7月14日・15日、福島県いわき市・郡山市において視察研修を行った。

一日目、いわき市中央卸売市場は、卸売市場法に基づき開設される生鮮食料品の卸売をする公共施設であり、昭和52年9月に開場された。敷地面積としては、20万9166㎡あり、平成14年度の年間取扱高は約411億8600万円であり、平成13年度に比べると約4億6800万円の伸びを見せているとのことである。

次に、いわき市新農業生産振興プランは、いわき市の農業全体の活力を取り戻すため、「地域がキラメクいわきの農業」をメインテーマに様々な事業に取り組んでいる。新農業生産振興プランの推進体制としては、推進母体として農業生産振興協議会を置き、その他に生産拡大を図る農業生産委員会、販売促進・消費拡大を図る販売対策委員会、情

報化を推進する農業情報化委員会、食と農の教育について検討する食農検討委員会を設置し、プランの推進にあたっている。

二日目、郡山市農業センターは、郡山市が大きく稲作に依存していることから農業の活性化を推進し複合経営農業を推進するため、地域農業の中核拠点施設として平成10年にオープンしたもので、敷地面積が5万1526㎡ある。その中で園芸の振興を図るため、野菜、果樹栽培の試験実証展示を行うとともに各農業関係機関と連携した指導体制で作物の栽培・普及等の農家指導を行っている。



郡山市農業センター

文教福祉常任委員会

「保健センターの土曜・日曜の会場使用を求める」陳情採択

6月11日、午前10時から全委員出席のもと、説明のため教育長、保健福祉部長ほか関係職員の出席を求め、委員会を開催しました。

教育委員会所管

議案第40号 平成15年度守谷市一般会計補正予算（第1号）

歳入：「寄付金」50万円
歳出：「学校教育総務費」減額、「学校管理費」増額、「図書館費」増額補正

全員可決

議案第43号 工事請負契約の締結について「守谷中学校校舎改築工事」

契約金額 11億8650万円

（奥村・太隆・松丸特定建設工事共同企業体）

問 以前けやき台中建築のとき、完成が遅れて学校に迷惑をかけたが、今回はペナルティが契約に盛り込まれているのか。また金額の財源内訳の説明ができるか。

答 契約にはペナルティが記載されており、財源は国

庫支出金2億6千万円、市財源6億5千万円、起債8億7千万円となっている。

全員可決

議案第44号 工事請負契約の締結について「守谷中学校校舎改築給排水空調設備工事」

契約金額 1億6275万円

全員可決

委員長から議案第43号の審査において「総額13億を越える工事契約議案を審査するのであるから事前に十分な説明資料を準備すべき」との指摘がなされた。

保健福祉部所管

議案第40号 平成15年度守谷市一般会計補正予算（第1号）「児童手当費」増額補正

全員可決

議案第41号 平成15年度守谷市老人保健特別会計補正予算（第1号）

意見 現制度は医療費の単なる支払い業務になっているため、健康づくりや医療費抑制の対策づくりに取り組むべきだ。

全員可決

陳情

陳情受理番号6「保健センターの土曜・日曜の会場使用を求める」陳情

ひまわりサークル（社交ダンス）代表・菊地 功氏

趣旨 保健センターの役割を知り会場の使用を申し込んだところ、土曜の昼はダメ、日曜は利用規則がないと断られた。社会人の健康増進活動を制約することは、市民サービス向上をうたう市の姿勢に逆行している。

保健センターの説明 普段あまり要望もないので利用を断った。
意見 健康づくりに良い活動が「規則がない」からと利用が断られる。もっと保健センターを活用して貰うべきだ。／何故もつと早く規則を変えられなかったのか。／会場使用を認めるなら、使用料の受益者負担も検討すべきだ。／元々の地区にセンターを建てるとき「地区公民館的に利用できるものにして欲しい」と

の住民合意もあつた筈であり利用制限は公約違反ではないか。

多数採択

視察研修報告

7月2、3日に、愛知県知多半島の小・中学校を視察した。

一日目は、東浦町の緒川小学校を視察、『学校はバラダイス』という本も出版され、全国の「オープンスペース」のモデルとなつた学校であり、昭和53年からオープンスペースに取り組み、63年には時事通信社教育奨励賞、平成6年には中日教育賞を受賞した。

子供の個性を重んじ自主性を育む、地域に開かれた独特の教育実践校であり、

「ノーチャイム、1日3ブロック制」の授業は文部科学省のカリキュラムの画一性を超え、子供たちのやる気を引き出し、学校行事は子供たちが自ら決め、学校を「独立国」、児童会を「大統領制」として自分たちが

運営するといった筈であり子供たちのバラダイスである。この実践は今日の文部科学省の「総合学習」の牽引役となり、伸び伸びとした授業風景に教育の未来の姿を見た思いだ。

二日目は、南知多町の内海中学校を視察した。内海中学校は環境教育の実践校であり、美しい砂浜のある町の環境を維持するため、総合学習として環境問題に取り組み、学校隣接地に生徒自らがビオトープを作り上げ、環境問題の研究を進めている。自分たちの町の環境を考えることから地球温暖化問題を見つめ、国際交流にも夢を広げることが目標になっている。

同町は文化勲章を受章した哲学者・梅原 猛氏の育つた町で、同氏は名誉町民として町民の尊敬を受けている。梅原氏の「森を守る思想こそ人類の文明を永続させる」という哲学は、この町の人々の心に受け継がれ始めている。

建設常任委員会

市道認定及び視察研修報告



今回認定された市道2959号線

今回の路線は、守谷東特定土地区画整理事業区域内にあった工場が、用途不適合になることから区域外に移転する際、進入用道路を公衆用道路として寄付の受け入れをしたもので、大山新田地内の道路幅員6m、延長96・3mの1路線を市道として認定するものである。

市道路線の認定審査

6月12日、午前10時から第1委員会室において、全委員出席のもと建設常任委員会を開催しました。

説明のため、都市整備部長ほか関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

⑤ 工場移転の経緯と用地は工場が寄付したのか。

下水道は入っているのか。

寄付から認定まで時間が

かかっているがどうしてか。

袋地になっているが他でも例があるのか。

道路用地は課税されているのか。

⑥ 移転についての詳細な経緯は分からないが、道路の用地は元的地権者から直接寄付されている。

下水道は既に入っている。

手続き上は寄付行為があった後、速やかに行うが、

当路線は事務処理上の連絡がうまく行っていないかった。

袋地の道路については回転場所を設けることで認定している例があるが、この路線は既存の市道認定された道路に接続している。

当初から公衆用道路として寄付されており課税されていない。

全員可決

視察研修報告

・7月2日(水)～3日(木)

・宮城県仙台市・角田市

○仙台市

「百年の杜づくり事業について」

「緑の回廊づくり」は仙

台駅を中心に半径2キロ程度の圏内を重点的に緑化を推進する地区とし、公共施設や道路、河川等の緑化を進め、民有地緑化の手法も導入し緑のネットワークづくりを行っており、市民による「100万本の森づくり」は、市民がかかわる緑として、新築記念苗木交付、

生垣づくりの助成(15万円を限度に、植栽費用の2分の1)等を行っている。また、地域に花壇を作ろうとする町内会や老人クラブ、

子供会などを対象とし6万円を限度に植栽材料費等の2分の1を支給する「花壇づくり助成事業」もっている。

都市化が進む当市においても、ボランティアの協力をいただき植樹に花植えを行っているが、これらを参考に緑を保全していきたい。

平成9年3月に青葉通のケヤキが倒木したことにより、それまでの目視を中心とした維持管理を見直し、

樹木診断方針を確立したうえで、平成10年度から定期的な樹木調査を行っているもので、年1回7月から9月に樹齢40年以上の街路樹、

幹周1・5メートル以上の公園樹等を目視及び木槌により調査し、さらに調査を要する樹木が発見された場合には、機器を利用した調査を実施している。また、

ケヤキ街路樹は小さく育てる実験をおこなっていることである。

当市においても北守谷地区等の団地内の街路樹が、約20年を経過しており、今後の管理・保全の参考にしていきたい。

○角田市

「角田駅周辺整備事業について」

角田駅を市の地域情報の発信・交流拠点として整備

したもので、駅東地区には情報・交流拠点でもある「角田駅コミュニティプラザ」があり、この中に情報ギャラリー、イベントホール、

物産販売所等がある。また、エレベーターが設置され市道認定されている幅員4メートル・延長52メートルの「東西自由通路」や駅舎のセンタードームに外部から3色のライトアップを行い、

時間帯で変色させる光の演出を行っており、沿線の各種イベントやバザールの会場として活用ができる駅前広場が整備されている。

「ケヤキ街路樹等の管理、保全について」

平成9年3月に青葉通の

ケヤキが倒木したことにより、それまでの目視を中心とした維持管理を見直し、

樹木診断方針を確立したうえで、平成10年度から定期的な樹木調査を行っているもので、年1回7月から9月に樹齢40年以上の街路樹、

幹周1・5メートル以上の公園樹等を目視及び木槌により調査し、さらに調査を要する樹木が発見された場合には、機器を利用した調査を実施している。また、

ケヤキ街路樹は小さく育てる実験をおこなっていることである。

当市においても北守谷地区等の団地内の街路樹が、約20年を経過しており、今後の管理・保全の参考にしていきたい。

○角田市

「角田駅周辺整備事業について」

角田駅を市の地域情報の発信・交流拠点として整備

したもので、駅東地区には情報・交流拠点でもある「角田駅コミュニティプラザ」があり、この中に情報ギャラリー、イベントホール、

物産販売所等がある。また、エレベーターが設置され市道認定されている幅員4メートル・延長52メートルの「東西自由通路」や駅舎の

センタードームに外部から3色のライトアップを行い、

時間帯で変色させる光の演出を行っており、沿線の各種イベントやバザールの会場として活用ができる駅前広場が整備されている。

現在、当市においても守

谷駅を中心とした駅周辺土地区画整理事業が施工中であり、これらを参考にしていきたい。



情報・交流拠点の角田駅

一般質問

(要旨)

執行部答弁者

市役所	市長	会田 真一	総務部長	大徳 正夫	総務部次長	弘澤 廣
教育委員会	教育長	高橋 一成	生活経済部長	笠見 陣	生活経済部次長	菊地 充
保健福祉部	部長	山本 キヨ	保健福祉部次長	石田 敬三	保健福祉部次長	石田 敬三
都市整備部	部長	橋本 孝夫	都市整備部次長	染谷 精一	都市整備部次長	染谷 精一

安全について住めるまちづくりを！

山田 清美 議員

山田 最近、犯罪の低年齢化・凶悪化の傾向が進行しており、守谷市においても車上ねらいやひったくり、自動販売機荒らし、住宅における盗難事件など善良な市民がある日突然不当に財産を奪われる被害が身近なところで多発し、市民は不安な毎日を送っている。

行政には市民の生命と財産を守る責務があると思うが、これらの対応について伺いたい。

生活経済部次長 犯罪の多発に對して、防犯連絡員・セーフティーマウンチムと協力しながら犯罪の防止

山田 最近、犯罪の低年齢化・凶悪化の傾向が進行しており、守谷市においても車上ねらいやひったくり、自動販売機荒らし、住宅における盗難事件など善良な市民がある日突然不当に財産を奪われる被害が身近なところで多発し、市民は不安な毎日を送っている。

山田 南守谷地区の交番設



安全パトロール強化へ

置の進捗状況について伺いたい。

総務部長 南守谷地区に200坪程度の土地を確保し平成16年度の予算が認められれば、平成17年の3月には建設できると思う。

目にみえる行政改革を！

山田 第3次行政改革大綱の実施計画を作成してから1年が経過したが、この進捗状況とこれが財政効果にどのような形であらわれているのか。また、これらには目標が数値化されていない項目が多く、今後はどう評価して、これらの進捗状況を広報やインターネットで市民にいつごろ公表していくのか。

総務部長 行政改革実施については当初から目標値の設定をしておらず反省している。

市民の皆様方には1年間の実績について、四半期

ごとに公表していきたいと思っており、1年間に実施した事業の財政効果については、実施した項目ごとに経済効果、事務効率、それから市民の皆様に対するサービスはどうであったのかこれらの3点を柱として早い時期に市民の皆様方にホームページなどで報告したい。

小中学校に2学期制導入を！

山田 2学期制を導入する公立小中学校が増えており、これを導入することにより50時間から10日程度の余裕が生まれる。

この余裕をうまく使えば児童や生徒にきめ細かい指導ができると言われており、これについて教育委員会の考えを伺いたい。

教育長 2学期制について良い面と悪い面を調査した結果、良い面が非常に多いため実施の方向で検討し最



校庭の芝生化を！（御所ヶ丘小学校）

「拉致はテロだ」横田滋さんからメッセージ

伯耆田富夫 議員

伯耆田 私は今回も3月議会と同じくブルーリボンをつけて登壇しています。5月6日、国会に出向き市民の皆様からお預かりした浄財を届けて参りましたが横田滋様からお礼の手紙が届きましたのでご報告します。「横田めぐみを始めとする北朝鮮による拉致被害者救出のため、ご支援を承り厚くお礼申し上げます。小泉総理が訪朝した際、金正日は拉致を認め遺憾の意を表しました。そして政府が拉致と認めた8件11人を含め生存者5人、死亡者8人の氏名が発表され、めぐみは

死亡、そして娘が一人いることが告げられました。めぐみは年が若く、未確認ですが目撃情報が多かっただけに大きいショックを受けました。死亡されたとされる8人の死亡時の年齢はほとんどが20代であり、死因は不自然な事故でめぐみはうつ病による自殺でした。そしてめぐみを除く7人の墓は洪水で流されたという信じられない内容で、国家機密を知っているため解放できず死亡したことになったとしか考えられません。死亡したとされている人も必ず生存していると信じ、救出活動を続けて参りますのご支援のほどよろしくお願ひ申し上げます。伯耆田富夫様、5月27日、横田滋」という内容です。小泉総理が主要国首脳会議等の報告の中で、拉致は国民の生命と安全に大きな脅威をもたらす。普通にはテロとも言える」と述べテロとの認識を初めて示しました。私達はブルーリボン運動を拉致



つくば・東海・白立知的特区は骨抜き特区か？

伯耆田 構造改革特別区域法、特区そのものが、かた苦しく骨抜き特区導入と思われるものが多いが、政府からの認可はあったのか。

総務部次長 つくば・東海

・日立知的特区の内容は、特区制度による規制緩和を利用し、産学官の連携や研究成果の産業化を推進し多様な新しい産業を創出することをねらいとして県が国に認定申請したもので、本年4月21日に第1弾として認定された。守谷市は知的特区計画の中でつくば地区に入る。

伯耆田 つくば・東海・日

立知的特区の中の守谷市、今後の方向性を聞きたい。

総務部次長 県の動向も参考にし、民間事業者に周知を図り、提案を得られるような対策を考えていく。

安全安心地域社会の実現

伯耆田 14年には県内83市

町村の中で刑法犯罪認知件数が、隣の北海道市・取手市を抜いてワーストテンに入り検挙率も19%に低下したが、南団地方面の交番新設の進捗状況は。

総務部長 16年度の県の予算が認められれば、17年の3月までには設置できる。

伯耆田 ピッキング犯罪の多発で特殊工具類、ドライバ、ボール等の所持が制限されるということだが。

生活経済部次長 特殊解錠用具の所持の禁止等に関する法律案は、6月4日に閣議決定され、今国会で審議、成立予定と聞いている。

地震による防災

伯耆田 マグニチュード6

クラスの地震が東北地方であつたばかりであるが、近く発生すると言われている直下型地震への対策について市としてはどのような見解なのか。

総務部長 市としては、防災計画の中に地震対策等も取り入れ対応したい。

伯耆田 参加者が少なくなってきた防災訓練等も今後の課題であり、町内会単位

市民に理解できる借金を、新しい発想で市場公募債

梅木 伸治 議員

梅木 守谷市は、誰からいくら借金をしているのか、そして借り入れに対する利子はどのぐらいなのか。

総務部長 一般会計における借入金金は223億8千万円、国と茨城県から借り入れた残金が132億4千万円と民間等の金融機関からの借り入れが29億1千万円である。また学校等の立て替え施工分62億3千万円について、都市基盤整備公団が61億9千万円、三井不動産が4千万円であり借入

での参加の呼びかけや災害に備えた備品の周知徹底など市民に危機管理の重要性を呼びかけなければいけないのではないかと。

総務部長 町内会の防災訓練が一番大切であると思う。今後の防災訓練等についても身近なところから災害を防いでいくということで町内会単位の対応を考えていかなければならない。

金の償還利子は69億3千万円となる。

梅木 三位一体の改革ということで、中央政府も動いており、地方分権一括法とともに中央集権システムから地方分権システムへと大きくうねりを見せている。そして、自治体における共通点は市民が主役であり市民参加型の共同社会を創っていく事であるが、市民と行政の距離がなかなか縮まらず、特に新しく住む方々が夢を持って街づくりを考

え提案をしても、職員全員が予算がありません運動をしているのではないかとと思うぐらい予算がないというところに行き着いてしまう。

地元金融機関との合作で住民参加型のミニ市場公募債が各地区で取り組まれており、前定例会の時に見える形で税金を使うという話をしたが、税金で何を作ると言うことではなく直接市民がお金を出し、例えば市民会館などを作るということになれば市民との距離感も縮まり、そして市民からの見る目も厳しくなっていくと思うが、公募債についての考えを伺いたい。

総務部長 地方分権の中の地域づくりは地域の蓄えであるという考えを実現する一つの有効手段が住民参加型のミニ市場公募債であり、対象となる事業も明確に公表するので不信感がなく市民の皆様も購入でき、自治体としても資金調達の多様化が図れるが、昨年から始まった制度であるため、今後

検討研究する。

梅木 5%以上の金利負担をしている借金の借り換えとはいかないが、市の土地を売却し（現在最低ともいえる土地の価格）現在の借り入れを切り切るといふ手法より、国債と同じ安全な公募債の方が市民感情として受け入れられるのではないかと思うので十分検証してほしい。

美園地区の住環境を守る

梅木 良好な住環境を脅かす飲食店の開店ということが、美園地区において問題となっているが、市としての考えを伺いたい。

都市整備部長 飲食店の出店については、法律の中で認められている地域であり、行政の立場として法的対応はできないが、地域の皆様と話をし、飲食店に対して地域の皆様の要望にできるだけ答えていただくようお願いしている。

梅木 地域によっては、飲食店の営業時間または職種



良好な住宅環境を

など細かな協定を結んでいるところもあるがその点について市の見解を伺いたい。

都市整備部長 一部分ではあるが個人の権利を制約するという事でもてくるので難しい問題でもあり、もし規制をするということになれば地域ごとに考えざるを得ないと思う。

住む方に不安を与える。建築等事業のはじめには情報を公開し居住している方や近隣の方に理解をしていただき、住宅地内における商店などは、騒音、臭気、振

市民の提案と構造改革

松丸 修久 議員

動といった公害も考えられるので必ず説明会を開き、そしてそれをルール（地区計画、地区協定、景観条例）として整備することを強く望む。

松丸 ナショナルミニマムを達成する為の大きな役割を果たしてきた中央集権体制が終焉を迎えた。今までは上位法で縛られ、それが障壁になっていた事がかなりあると思う。それを取り払い、その整合性をつけて一つの物事を推進していくのが構造改革特別区域法である。今回の特区法の中で注目すべきは、市民が直接国へ自由な提案を法的な根拠なくできるように定められた部分だと思う。特区法第4条第4項の中に「特定事業を実施しようとする者は、当該特定事業を実施しようとする地域をその区域に含む地方公共団体に対し当該特定事業をその内容と

する構造改革特別区域計画の案の作成についての提案をすることが出来る。」要するに、NPO団体、ボランティア団体、また企業も含めて、そこに属する市町村また県に対して自由に新たな提案ができること定められており、次の第5項には、「前項の地方公共団体は、同項の提案を踏まえた構造改革特別区域計画の案を作成する必要がある」と判断したときは、その旨及びその理由を当該提案をした者に通知しなければならない。」要するに、どういう具体的な障害があつてできないかということの説明する責任があるということが盛り込まれている。

今回、第2次で60特区の認定がされているが、国が認定した特区の内容で、守谷市に適用できるような特区の有無の検討をされているのか。

総務部次長 現実的にそれらのものが守谷に適用できるか具体的な検証までには至っていない。

まずは職員を知恵を拝借しては

松丸 この構造改革特区法は、去年の暮れの閣議決定以降どんどん進んでいる。庁内の職員から知恵を出してもらおう事はどうか。

総務部次長 職員からの発議に関しては、今後も取り組んでいきたい。

松丸 職員として、どうしたいかという発想、知恵をしばった発議をする事で市が大きく変っていくと思う。

眠っている市民の知恵の発掘を

松丸 構造改革特区法の特徴でもある住民、市民サイドからの提案を受け付けるという事を生かして、市民

からの提案を募ってみるのも市民との「協働」のまちづくりには大切だと思うが。

総務部次長 市民自らが直接国に提案できる制度が11月に予定されている。制度の内容を市民に広く周知していきたいので広報等への掲載を計画していきたい。

松丸 一番生活感のある市民が、国に直接物を申せる時代になったのであるから、広く胸襟を開いた国と同様、一番末端の行政自治体である市町村も、それに見習って推進していくべきである。

市民に見える行政改革を

松丸 市民サイドから見たときに、行革の成果が見えない。数値化していく事が非常に重要であり、数的な管理から入っていくか、この目標管理はできなと思う。行革は、市民との「協働」がベースにあると思うが、今回行革の一環として市民の満足度調査を実施しているがその現状は。

総務部次長 平成14年、15

年でシステムを構築して
こうと計画しており、その
中でアンケートによる市民
満足度調査を本年3月に20
歳以上の市民4000人を
対象に実施した。回答者は
1750人で、回収率43・
8%であり、現在報告書
を取りまとめている。

松丸 市民満足度調査は非
常に重要なことだと思う。
施策に反映することが、最
終的な目的なので、市民の
満足のいく施策になるよう
にお願いしたい。

栗橋 茨城県警の参考資料
によると常磐自動車道のイ
ンターチェンジに近い市町
村に犯罪が多いという結果
が出ており、犯罪に対し自
治会で自主的に自警団等を
組織している団体に、警備
も含め備品等の半額補助は
考えられないか。

生活経済部次長 インター
チェンジに近いということ
で、犯罪がますます多くな

市民へ財源移譲を

松丸 まちづくりは市民と
の協働でしかできなくなる
と思う。先日研修した藤沢
市の場合は、行革の目玉と
して「地域分権」を推進し
ている。「地域分権」とは、各
自治会ごとに公園や道路の
補修や管理の予算をつけて、
それぞれの自治会に任せる
ということである。これか
ら「協働」を推進していく
には、市民の役割も明確に
していく必要がある。

栗橋 義三 議員

つてくるのではないかと心
配している。

自警団への補助金につい
ては県内で実施している自
治体の状況も考慮しながら
検討していきたい。

栗橋 シルバー人材センタ
ーに委託している安全・安
心まちづくりパトロールの
連絡体制と事件が発生した
時の対応について伺いたい。

生活経済部次長 事件が発

生した場合や遭遇した時に
は、警察や市役所へ連絡を
していただき、その後の対
応については当然警察にお
願いしなければならないと
考えている。



安全、安心なまちづくりを

新型肺炎対策について

栗橋 新型肺炎の対策につ
いて、SARSは減少傾向
にあるがウィルスの専門学
者は湿度的に乾燥期である
冬に猛威を振るうものでは
ないかと指摘している。

世界保健機構はSARS
に関する決議を全会一致で
採択し、2005年に改正

される国際保健規則の対象
疾病に指定し報告を義務づ
けることを検討することに
なっており、本市でも外国
人との交流が年々進む中、
人の移動や物流を通して新
型肺炎が広がる危険性が高
まっている。

本市で発病者を出した場
合、受けるダメージは大き
く、対策はどうなっている
のか。

保健福祉部長 感染地域に
行かないことが一番であり、
PRを中心に区長会議でも
話をさせていただいており、
また、消毒用品を保健セン
ターにそろえている。

栗橋 防疫体制、連絡・報
告体制、感染症指定医療機
関などの医療体制、新型肺
炎に関する知識啓蒙のこれ
ら4点について伺いたい。

保健福祉部長 保健所を中
心に連携を図りながら対応
したいと考えており、職員
も研修をしている。

ごみ出しの戸別収集につ

栗橋 高齢化・核家族化が

進むなかで、地域のごみス
テーションにごみを出すこ
とが困難なひとり暮らしや
高齢者のみの世帯、障害者
のみの世帯が年々増加して
おり、足腰が悪く1年以上
外出したことがない方々の
ために、ごみ出し支援サー
ビス事業を提案したい。

これは、ごみ出しだけで
なく高齢者の安否確認も兼
ねた施策として、別居して
いる子供や孫などから大変
喜ばれるものではないかと
思われる。

例えば高齢者宅を事前に
訪問し、ごみの収集日・ご
みの量緊急時の連絡先等、
また指定日にごみ袋が出て
いるか出ていないかで、出
ていれば元気で出ていなけ
れば何かあったのかという
安否確認の判断がつくこと
もあると思うが、市の考え

を伺いたい。

生活経済部長 これらのサ
ービスについて安否確認も
含めて大変よい提案である
と認識している。

現在、本市においてひと
り暮らしの高齢者の方が2
66名、障害をお持ちの方
が174名おり、この中で
ひとり暮らしで障害を持つ
ている方は介護保険制度の
中で対応している。

元気な高齢者のための軽
度の生活支援事業も行って
いるので、これらの制度を
活用し有効に利用してい
たい。そして、防犯に
対しては隣に独居老人や障
害を持った世帯があればご
近所、地域の助けが必要で
あり、行政もそういうこと
を意識し協働のまちづくり
を進めていきたいと考えて
いる。

乙子立体交差の住民説明会開催を

平野 寿朗 議員

平野 乙子立体交差事業の
着工が本年度始まるが、住
民説明会を早期に開催し工

事期間中の安全面や利便性
について住民の意見を受け
入れてほしいがどうか。

都市整備部次長 工事は今年度末から18年度の工事完了に向け着工する予定で、

住民説明会は7月末までに行いたい。内容は事業の概要、工事のスケジュール等を説明し、住民の方々の意見・要望を取り入れたい。

平野 工事期間が3年ということで生活への影響が大きい。一つは安全性の問題で、特にダンプが乱雑な運行をしたり、路地に入っていくと危険である。もう一つは、みずき野・愛宕地区の住民は9割以上の方がこの交差点を生活道路として使用しているので利便性も確保してほしい。

都市整備部次長 安全性の確保は道路用地の中で仮設道路を設置し、車線を切り替えるながら工事をする。車線変更は交通ルールを踏まえ、右折レーンと歩道を確保する予定で、工事車両はスピードの出すぎの防止やマナーの遵守等を運転者及び受注者に徹底してもらうよう県に要望したい。



立体交差工事はじまる乙子交差点

固定資産税相当額の迷惑料が必要

平野 第3次ごみ処理計画いわゆるごみ焼却場の建て替え計画が進む中で、様々なことを考えなければならぬ。日本の高度成長のなかで環境問題は軽視されたが、近年は水や空気など自然や環境が重視され、世界的にも空気の問題、環境の問題は重視されてきた。そのような変化のなかで地元住民から第3次の建設は守谷市以外の市町村に移設してほしいとの要望も出されている。また守谷は町から市に変わり、農地についても生産緑地の申告をしないと固定資産税も5倍に増える。市になったことで市以上の自治体を対象とした「住み良さランキング」(東洋経済)のデータでは、678の都市中、住み良さは127番目とされており、その中身は、安心度・利便度・快適度・富裕度・住環境充実度など16項目あるが、課税対象所得平均は、全国で16番とトップクラスであり、そのようなことも含め多方面から環境の問題を考へることが重要である。体育館や白寿荘などいわゆる「迷惑施設」が作られてきたが、その施設の赤字分の負担を守谷市が一番多く負担しており、その内容について伺いたい。

生活経済部次長 白寿荘と環境センターの経常分は、均等割20%、人口割40%、実績割40%である。

平野 白寿荘の赤字を利用者数に応じて負担するので守谷は一番人口の多い取手市の倍くらい支払っている。これについて問題点は二点ある。一点目として白寿荘

などは公設民営にして赤字を解消すべきであり、二点目としては、ごみ処理場は焼却に対する迷惑施設であるため、ごみ搬出量に応じた負担にすべきである。

市長 そのように検討するよう指示していく。

平野 視察で同じような衛生組合を3箇所見てきたがどこも環境問題に力を入れている。西多摩衛生組合の場合4800万円の固定資産税相当額が組合から所在地の自治体に支払われている。年間4万台のごみ収集車が処理場に向かうことを考えてもこの支払いは正しく、また、組合経常費の3%が地元環境対策に当てられており、地元の合意を得るためにも必要であると思う。

市長 固定資産税相当額の支払いについては、管理者の中で話してみたい。また住民合意については、地元の方の参加を得た検討委員会を立ち上げたい。

平野 住民合意は検討委員会に地元の方にも入っている。

ただき、第4次も含めて考えてもらいたい。また私が見た他の施設も見ていただければいい。

男女共同参画について

又未 成人 議員

又未 守谷市の男女共同参画に対する基本的な考え方を伺いたい。

生活経済部次長 守谷市においても、男女共同参画会の形成に向けた取り組みを進めており、第二期ハーモニイ懇話会による「男女共同参画社会の実現を目指して」と題する計画策定に向けての提言書が提出され、平成15年度においては、ハーモニイ懇話会と男女共同参画推進会議検討会との合同会議を開催し、各課における関連施策の調査検討を実施して懇話会の提言書をもとに計画の骨子の作成を進め、年度内に計画の策定を考えている。

生活経済部次長 条例、計画ともに策定されているのは6市町であり、計画のみは14市町村で、条例だけは1市である。15年度の計画策定は、守谷市を含め4市町村である。

又未 男女共同参画計画から行動計画が予定されているが、具体的なプランは出ているのか。

生活経済部次長 市民を対象にした勉強会、講演会を開催し、男女共同参画の意義について多くの市民の理解を深めていく考えである。

又未 働く女性の環境の整備ということで、つくばエクスプレス駅周辺に、保育所、幼稚園を開設し女性の社会進出を促したい。

保健福祉部次長 保育所関係については、未利用地の検討会を開き駅前保育所につ

いても視野に入れ検討していく。

防犯について

又未 家庭はあるが団らんがなく、隣の家はあるが隣人愛がない、学校はあるが情熱あふれる教育がない。

少年は、まさに家庭と地域と学校の中で孤立しており、少年犯罪の増えている要因として、景気の低迷がある

と言われているが、守谷市における商業の現状を伺いたい。

生活経済部長 つくばエクスプレスの開業に併せて駅周辺を核に商店街の活性化を図りたい。

又未 犯罪防止の一つとして、地域の連帯感があるがこれをどう醸成するか。

生活経済部次長 組織が民意的に作られ活動してくれるのが良いと考えており、子供が外で遊び、近所同士の挨拶のある街を目指し連帯感の醸成を図っていききたい。

又未 今後の犯罪防止策と

して、母親と子供の幼児教育があるが。

教育長 出生後の発達段階のしつけは非常に重要である。

一つはブックスタート、二つ目はエンゼルサポートプラン、三つ目は保育所、幼稚園、小学校、中学校、そして、高校の連携教育システムで子供達を見ていく事業を展開していく。

又未 子供とお年寄りが一緒に過ごせる施設を作るべきではないか。

保健福祉部長 現在、野木崎保育所と峰林荘、北守谷児童館とお年寄りの交流会、郷州と御所ヶ丘の児童クラブは、げんきサロンと併設している。

また、新しい児童館を市の南部地域に平成18年の開館を目指し建設を検討している。

合併について

又未 地方分権一括法が成立し、今後予想される道州制への準備は。

市長 道州制については、これから先の話と考えている。

又未 守谷周辺では、合併について議論されているが市長はどのように考えているか。

市長 市になって間もないので、市町村合併の話は進んでいないが、将来的には合併は必要であると思っている。

守谷市の公共交通網の整備について

長江 章 議員

長江 つくばエクスプレス開通に伴い、守谷駅へのアクセスと市役所をはじめとする行政施設へのアクセスに関して、行政当局としていてどのようなビジョンをお持ちなのか伺いたい。

総務部次長 つくばエクスプレスが開通した場合は、水海道から取手という流れではなく、水海道から守谷、また、取手から守谷というように守谷に集中すると思われる。やまゆり号につい

又未 新線の開通は、周辺自治体の動きを変えらると思う。守谷市はその時リーダーシップを取るべきではないか。

市長 6月10日の新聞に水海道市が、守谷市、伊奈町、谷和原村との合併を考えていきたいとの報道がされ、それについて話があれば議会とも相談したい。

ては公共性・福祉サイド、この2面を有しており、今後つくばエクスプレス等を踏まえた場合この2面性を持ちながら、現在の市役所中心のルートを、駅を中心としたルートへと検討をしていかなければならないと考えている。

長江 福祉の立場から見た場合、生保世帯、それに準ずる世帯及び70歳以上の高齢者の方への無料バスの交付について伺いたい。

保健福祉部次長 生活保護

世帯及び70歳以上の方への無料バスの交付ということであるが、利用される方が応分の負担をしていただくということが意味を持つと考えている。

福祉という観点から見ても、すべてを行政で持つということではなく、受益者・利用者負担ということは原則としてやっていただくということが求められると思う。

それから、70歳以上の方を無料にした場合、平成14年3月実施のアンケートによると、70歳以上の方の利用者数が31%ということが出ており、143万7335円が市の負担となる。

長江 無料バスという部分に関しては、どこでボーダーラインを引くかかなり難しい部分があると思うが、最初は福祉バスであつたわけであり、その辺を踏まえて、ぜひ無料バスというものを前向きに検討していただきたい。

保健福祉部長 生活保護者



市民の足としての重要性が増す「やまゆり号」

には、生活給やもろものものを支給しており、無料バスをお渡しすることは逆に差別になると考えている。

長江 予算的な部分では、平成13年度の決算を見ると実質収支で5億4088万5千円の予算が余っており、基金に3億円積み立てている。

不用額だけ見ても2億3421万2638円の未消化の予算が残されており、こういうものを福祉の財源として予算編成のときに心がけていただきたい。

さらに平成13年度の留保

財源は、計算上で21億1472万5千円の留保財源があり、ぜひとも福祉の財源を捻出するために、こういうものも考慮に入れていただきたい。

街路灯・防犯灯の整備状況について

長江 昨年、6月議会の一一般質問の中では、年間で約100基ほど増設の予定をしているとの答弁であった。

平成14年度の設置状況及び電気代はどのくらいで、ソーラー方式のものを設置した場合、差額はいくらになり、仮にソーラー方式のものを導入した場合、電気代を考えると何年ぐらいでペイできるのか。

生活経済部次長 平成14年

猫の目答弁でどうなる福祉

松本 明子 議員

松本 教育基本法は昭和22年に制定され、前文と11の条文で出来ており、今年の3月に中央教育審議会が基本法改定の答申を提出したが、それに対する教育長の

度の設置状況は、守谷地区24基、高野地区9基、大野地区2基、大井沢地区14基、北団地23基、南団地8基、合計で80基設置し、平成14年度の電気料は、1017万3千円を3912基分として支出している。

それからソーラーパネルつきとの比較ということでは、一番安いもので20万円、高いもので40万円ぐらいの範囲であり、仮に20万円のソーラーパネルつきの防犯灯を設置した場合、一般に現在設置してある普通の防犯灯の年間電気量が2200円なのでペイするのには100年近くかかる。

考えを伺いたい。また5月

16日、参議院本会議で日本学生支援機構法が共産党の反対を押し切って可決され、育英会の奨学金制度が無いに等しい状態になり大学生

は大変厳しい状況に置かれそうであるが、大学生向けの奨学金制度創設、高校生向けの奨学金制度のPR、小中学生向けの就学援助制度の拡充を再検討していただきたい。

学校週5日制に伴い学童保育の土曜日開所を要望してきたが部長が代わってどんな検討がされているのか。

教育長 基本法の前文には日本国憲法の三大原則の精神である平和主義、国民主権、基本的人権が生かされており、非常にすばらしい内容なので個人としては改正する必要があると思うが、大学の教育改革や学校と地域と家庭が連携するような部分の改正は歓迎したい。

教育部長 就学援助は100名弱が、高校生奨学金は11名が利用しており、今後もPRに努めたい。

保健福祉部長 教育委員会に席を置いていたので土曜日の対応策はきちんとして来たので、学童保育の土曜日開設は考えていない。

松本 前任の部長は昨年6月に近い年度で、12月には近い将来にと答弁し、市長も「やらないとは言っていない」と答弁していたが、新任の部長はやらないという。くるくる変わる答弁では市を信用できず、福祉の将来が思いやられる。



この児たちの学童が保障されるのか？

保留地管理法人の最終責任は誰か

松本 守谷駅周辺にある市有地の利用構想が明らかに becoming 必要で、駅前保育だけでなく駐車場や駅前保育だけでは活性化が図れないと思うが、どのような検討がされているのか。21億円の土地の利用も検討する事になっていたが、福祉

ゾーンとしての検討がされたのか伺いたい。

また組合が守谷東の実態調査報告書の受け取り拒否をしていたがその後どうなったのか。その報告書の中に事業における問題点として5点上げられているが、これらの問題点について組合の中でどんな検討がなされたのか。そして土地開発公社を保留地管理法人にする手続きはどのようにし、最終的な責任は誰が取るのか伺いたい。

助役 駅東口に3ヶ所の市有地があるが、まだ確定的なものではなく公共公益施設用地として考えており早急に話を詰めたい。

保健福祉部長 駅前保育については、お母さんが子供を駅前に預け、そこから保育所へ移動させ、夕方は親の帰宅時間に合わせて駅前へ移動させる事も視野に入れた検討中である。21億円の土地については、広さはほぼ合致するが、真ん中に雨水幹線があり細長い土地

であることから、もったいい土地があればということとで断念をした。

都市整備部長 組合は報告書を返却したままになっており、具体的なものについては聞いていないが、地価が下落しているにもかかわらず保留地処分金を上げたり、契約の点では予定価格を上回る落札がされていたが、特に責任を問うことはしなかったようだ。

保留地管理法人としての最終責任は、お金を借りるときに市が債務保証を求められるので市が責任を持つことになる。

郵便局の利用が可能に

松本 4月から指定金融機関が土曜日は終日、お金を入れても出しても手数料を取るようになったが、国保や老人の高額医療費や児童扶養手当など住民への口座振込を郵便局で受け取れるよう利便性を図って欲しい。収入役 他の自治体も行っているので守谷も実施する。

政府への意見書（要旨）

意見書の提出………議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき、意見書（地方自治法第99条）を国会又は関係行政庁に提出することができる。

【主食である米に国が責任を持つ政策に転換することを求める意見書】

食の安全・信頼がきびしく問われている今、安全・安心できる食料の実現を願う国民の声に応え、食料を輸入に頼るのではなく、国内での生産の拡大と、地域農業の発展が求められています。ところが平成14年12月3日、小泉内閣は、米の生産から流通まで自由競争・競争原理に任せ、国民の主食である米の需給や価格安定に対する国の責任を放棄する「米政策改革大綱」を打ち出し、その具体化を進めています。

この方向が進められるなら、今でさえ生産費を大きく割り込むほどの価格に暴落している生産者米価はますます引き下げられ、稲作を続けることは困難になり、主食を輸入に頼るといふ、主権国家とはほど遠い事態を招くことは明かです。また、大企業による流通支配がさらに強められ、身近な町の米屋は倒産に追い込まれ、商店街はますます衰退させられます。

今、必要なことは世界にも類を見ない食料の輸入依存をやめ、自給率を向上させる政策に抜本的に転換することです。また、国民の主食を将来にわたって安定供給し続けるためには、国の責任で、ゆとりをもった需給計画や生産費を償う水準での価格保障を行い、要りもしない輸入米（ミニマムアクセス米）を削減・廃止することです。水田を守ることは、洪水防止など多面的機能を守ることであり、日本人のふるさとを守ることでもあります。

いま、世界に目を向ければ、食糧危機はますます深刻化し、飢餓によって多くの尊い命が失われています。日本が自給率を高めて食料輸入を減らすこと、とりわけ日本の米を守るとは、世界の食糧問題の解決にも大きな貢献となるものです。

以上の趣旨から下記の事項について、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

記

1. 国が食料政策を放棄し、主食である米を「市場原理」にゆだねる「米改革」はやめること。
2. 国は米の国内生産・安定供給、ゆとりある需給・米価に責任を持つ政策に転換すること。

平成15年6月17日

提出先 内閣総理大臣 農林水産大臣

議長日誌（4月～6月）

4月	11日・つくばエクスプレス等 守谷・伊奈・谷和原議 会連絡協議会役員会 （伊奈町） 12日・ガールスカウト一周年 披露式典 15日・北相馬郡町村会 （藤代町） 18日・つくばエクスプレス車 両披露式典 （谷和原村） ・常総運動公園連絡協議 会総会 22日・議会退職議員同志会総 会及び研修会 25日・農業委員会定例会 30日・合併問題調査特別委員 会 ・全員協議会	18日・遺族会定期総会 20日・二市二郡正副議長並び に委員長会総会 22日・取手地区防犯協会総会 23日・県南市議会議長会定例 会 （牛久市） 26日・県市議会議長会定例会 （水戸市） 28日・取手・守谷・北相馬地 域医療協議会総会 （取手市） 30日・議会運営委員会
5月	6日・市町村長・市町村議 議長会議 （水戸市） 7日・会派合同視察研修 （藤沢市他） 12日・つくばエクスプレス等 守谷・伊奈・谷和原議 会連絡協議会研修会並 びに総会（谷和原村他） 13日・土地開発公社理事会 15日・体育協会理事会	6月 3日・農業振興地域整備促進 協議会 6日・第2回定例会 17日 8日・もりやアヤマ祭り 16日・表彰審査会 19日・全国市議会議長会定期 総会 （千代田区） 25日・農業委員会定例会 26日・総務委員会視察研修 （白石市他）

表紙写真の応募結果

8月号表紙の写真につきましては、守谷市本町にお住まいの栗原義典さんより応募がございました。
タイトルは「市の花 やまゆり」です。

栗原さんは、「MORIYA・CAMERA・CLUB・ShaRAKU」に在籍し写真活動をしてられます。



栗原義典さん

○次号11月号の表紙の写真を募集します。

《平成15年10月10日必着》

テーマは、「秋」です。

* 応募・問合せ先 *

〒302-0198 守谷市大柏950-1 守谷市議会事務局
45-1111 (内線532)

市議会だよりに対する皆様のご意見・ご希望(400字以内)をお待ちしています。応募先に直接または送付願います。

第3回(9月)定例会の日程

会期日程 本会議		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
		1	2								3	4	5
告示日	7日間	・議案上程 ・提案理由説明 ・重点事項説明	原案に 対する 質疑	決 算 特 別 委 員 会	決 算 特 別 委 員 会	決 算 特 別 委 員 会	常 任 委 員 会	常 任 委 員 会	常 任 委 員 会	常 任 委 員 会	市 政 に 関 する 一 般 質 問	市 政 に 関 する 一 般 質 問	・委員長報告 ・質疑 ・討論 ・採決
7 6 5 4 3 2 1 議会運営委員会 (告示日以降のいずれかの日)		○常任委員会は委員の間で日程を調整し、委員長が招集します。 ○市政に関する一般質問は、通告制をとっていますので、1日で終了することもあります。 ○本会議、各委員会とも傍聴ができます。 ○土・日・祝日は休会となります。											

*上記の表は標準的な日程であり、正式な日程については議会運営委員会で協議され、定例会初日の本会議で決定されます。

議会を傍聴しましょう!!

議会は年4回(3月、6月、9月、12月)の定例会と臨時会が随時開かれます。

傍聴は、自由にできますので、お気軽にお出かけください。



次の定例会は9月3日を予定しています。

庁舎1階ロビーのテレビで、本会議の様子を放映します。



7月17日に安全祈願が行われたつくばエクスプレス守谷駅